

第 1 4 1 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火）午前 9 時 4 7 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火）午前 1 0 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者（6）	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 欠席

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 橋本 聡実

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 （2）農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 （3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 （4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
 （5）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告（1）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 （2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 （3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 （4）農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 （5）農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- 申 請 等（1）農政関係等について
 （2）その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第141回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は 0 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。2番 大森 美也子 委員、10番 雪本 泰嗣 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正ですが、「第141回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ中区1番、譲渡人 [REDACTED] の住所「岡山市中区沢田 [REDACTED]」を、「岡山市中区国富 [REDACTED]」に訂正してください。続いて、報告(3)農地法第18条第6項による合意解約通知について、11ページ中区1番、解約理由の「転用目的」を「耕作目的」に訂正してください。

また、11月18日に許可の議決をした東区金田で農地改良目的による農地法4条一時転用申請及び、東区君津で賃借権の解約を求める農地法第18条第1項に基づく許可申請については、11月28日の県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けましたので許可指令書を交付しています。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦課長補佐 1ページ1番、経営移譲による所有権移転です。共有者からの持分移転で受人の単独所有となります。受人世帯は現在、約93アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受贈による所有権移転です。共有者から持分17分の1を受贈するものです。受人世帯は現在、約69アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約94アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、

技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を中区協議会長欠席のため今東委員さん、ご報告願います。

今東委員 1番から5番の5件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約99アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約69アール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約56アール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受贈による所有権移転です。現在、受人が代表者を務める農業法人の耕作地と合わせて約6.7ヘクタール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題が

ないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、増反による所有権移転です。受人は現在、約43アール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、隣接地に限定した一体利用目的による所有権移転です。受人は現在、約19アール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、下限面積を満たしていませんが、申請地の位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められ、農地法施行令第2条第3項第3号に該当することから、許可要件を全て満たしていると考えます。

14番、増反による所有権移転です。受人は現在、約50アール耕作しており、非耕作はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 6番から14番の9件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から14番までの14件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 3ページ1番、農地改良目的による一時転用申請です。許可期間は許可日から令和5年1月31日までです。

申請地は農用地区域内の農地で、これまで水田として利用していましたが、野菜畑に転換するため現地盤高から最大60センチ程度盛り土をし、露地野菜畑として利用しようとするものです。農用地ですが、農地改良を目的とした一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと考えられることから例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 1 番の 1 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっており、引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（2）は、1 番の 1 件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦課長補佐 4 ページ 1 番、申請地は、農地の広がりがあるが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場の敷地拡張で所有権を移転します。

受入は南区箕島に事務所を置き、建設業を営む法人で、現在、中区倉田に資材置場を所有し使用していますが、受注量増加に伴い手狭となったため、既存の置場隣接の申請地を取得し、露天駐車場・露天資材置場を拡張しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を今東委員さん、ご報告願います。

今東委員 1 番の 1 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっており、引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（3）は、1 番の 1 件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定及び転貸を審議します。事務局から説明をお願いします。

三浦課長補佐 今回の利用集積計画について説明します。

申請等（4）（利用権の設定及び転貸）については、東区分で 5 ページ 1 番の 1 件で、農地中間管理機構が貸付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 ６ページ１番から８ページ１３番までの１３件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は全て所有権で、内容をご覧のとおりです。２番、７番はあっせん等の希望がありますので、内容を確認のうえ担当委員と協議する予定です。

各地区協議会ではすべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、１番から１３番の１３件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

三浦課長補佐 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、９ページ１番、２番の２件で、転用目的は貸露天駐車場１件、共同住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１０ページ１番から６番の６件で、転用目的は分譲住宅地５件、貸露天駐車場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１１ページ１番、２番の２件です。解約理由はいずれも耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１２ページ１番、２番の２件です。内容は農業用通路１件、農業用倉庫１件です。

報告（５）農地改良届については、１３ページ１番、２番の２件で、内容は普通野菜畑１件、果樹園１件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

奥田委員 利用意向調査結果を受けて、機構に結び付いた事例があれば教えてください。

事務局 機構を希望する案件全てとはいかないが、機構への貸し付けが成立した事例は多くあります。

串田委員 相続人が明確でない場合でも、権利設定は可能か。誰に相談すればよいか。

奥田委員 弁護士に相談したらいいと思います。

大森委員 相続人が決まらない場合の意向調査はどのようにするのか。

奥田委員 決まっていなくてであり、調査は相続人全員にすることになる。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

代 理 者 これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時30分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員